所沢環境市民の会 規約(案)

(設立宣言)

地球温暖化による異常気象と自然災害の多発を食い止めるためには、温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出を抑制しなければなりません。排出抑制は時間との戦いであり、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため、国連では「2050年カーボンニュートラル」、所沢市では「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言しました。この目標は、世界の国々、日本、自治体、企業、市民のそれぞれが当事者として、同時に力を合わせて取り組まなければ実現できない目標です。

この目標に対し、行政任せにせず、私たち市民も自ら計画を立て、実行する必要があると考えています。また行政や社会へ施策を提言し、時には協働し、取り組みを後押しして行く必要があります。

これまでの準備会では、2021年 12月5日、2022年4月 10日、6月26日に、皆さんと話し合い、理解を深めてきました。この活動により様々な立場、幅広い世代とつながり、共感する市民の輪が少しずつ広がってきたと実感しております。

課題として、創工ネ、省工ネ、緑と水を守り育てる、農業を守り育てる、ごみゼロのまちづくり、などが挙がっていて、これらの課題解決に向かっていくためのより実践的な取組みが必要です。多様な市民がお互いに知恵や経験を出し合い、支え、支えられ、誰もが活き活きと活動するカーボンニュートラルの地域社会をめざすとともに健康で安心、安全なまち、自然や歴史・文化を大切にしたまち所沢をめざします。この活動に広範な人々への参加を求め、啓発等のイベント、学習なども行ない、行動する場として「所沢環境市民の会」の設立を宣言します。

(名称)

第 | 条 この会は、「所沢環境市民の会」と称する

(目的)

第2条 設立宣言の趣旨を踏まえて、市民自らが行動することを基本とし、2050 年までに 所沢の二酸化炭素排出量実質ゼロを実現することを目的とする

(会員・賛助会員)

第3条

- I. 会員は、所沢市住民および所沢にゆかりのある(在住経験・在勤・在学、近隣居住など)個人とする
- 2. 会員は当会の目的に賛同し、所定の入会金と年会費を納めるものとする
- 3.会員はいずれかのワーキンググループに入り、活動することを原則とする
- 4. 賛助会員は本会の目的に賛同し、その推進に寄与しようとする市民団体および事業 者とする
- 5. 賛助会員は推進の助言や共同行動、寄付を行うことができる

- 6. 賛助会員は総会に出席し意見を述べることはできる ただし議決権は有しない
- 7. 入退会の手続き・方法は、別途細則に定める

(会計)

第4条

- 1. 会の収入は、会員の入会金と会費、及び寄付とする
- 2. 事業年度は、毎年○月 | 日から翌年○月3 | 日までとする

(総会)

第5条

- 1. 本会の総会は、定期総会および臨時総会とする
- 2. 定期総会は、代表が招集し、年 | 回開催する
- 3. 定期総会は以下の事項を審議議決する
 - (1) 毎年の活動報告及び活動計画・予算
 - (2) 決算報告及び監査報告
 - (3)組織・役職人事

代表、副代表、事務局長、監事、会計担当、広報担当、各ワーキンググループリーダーの任命・解任

- (4) 規約改正など会の運営に関する重要事項
- 4. 臨時総会は、次の各号のいずれか一つ以上に該当する場合に開催する
 - (1) 代表が必要と認めたとき
 - (2) 全会員の3分の | 以上から請求があったとき
 - (3)次の定期総会前に審議議決する事項が生じたとき
- 5. 総会は、会員の3分の1の出席(委任状を含む)で成立する
- 6. 総会の議長は、出席者の過半数の賛成をもって出席者の中から選出する
- 7. 総会運営の詳細は別途細則に定める
- 8. 設立総会については、別途細則に定める

(組織)

第6条

- 運営スタッフ会議
 - (I)代表は、副代表、事務局長、会計担当、広報担当、各ワーキンググループリーダーを招集し、運営スタッフ会議を組織する 代表を含むこれらの者を運営スタッフとよぶ
 - (2) 運営スタッフの役割
 - ①代表は当会を代表し、会務を統括する
 - ②副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時は代表の職務を代行する
 - ③事務局長は、当会の事務を統括する
 - ④会計担当は、当会の会計業務を行う

- ⑤広報担当は、当会の広報業務を行う
- ⑥ワーキンググループリーダーはワーキンググループを統括する
- (3) 運営スタッフの任期を原則 2 年とする 但し、再任を妨げない 運営スタッフ の年度中の交代や増員及び役職の増設について、別途細則に定める
- (4) 運営
 - ①会議の議長は、代表または代表が指名した者が行う
 - ②会議は随時開催し、以下の事項を議決する
 - ・総会に付議すべき事項
 - ・総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ・その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - ③会議の記録を書記が取り、スタッフに確認のうえ、保存し、公開できるよう にしておく
- 2. ワーキンググループの設置と活動
 - (I) これまでの準備会議で集約してきた5つの課題を解決するため、以下のワーキンググループ(以下WGと記す)を設置する
 - ・創エネのまちづくりWG
 - ・省エネのまちづくりWG
 - ・緑と水を守り育てるまちづくりWG
 - ・農業を守り育てるまちづくりWG
 - ・ごみゼロのまちづくりWG

なお、今後必要に応じて新たな課題に対するWGを設置することができる

- (2) 各WGは以下の活動を行う
 - ①定期的に会議を開催し、学習、啓発活動をする
 - ②課題に対し提言や呼びかけを行ない、具体策を実践する 活動の詳細は、別途細則に定める

(監事)

第7条

- 1. 当会に監事を置き、監事は会計が適正に行われているかを監査し、総会に報告する
- 2. 監事は、総会にて選出する
- 3. 監事は、運営スタッフ会議に出席し、発言することができるが、議決権を有しない

(活動制限)

第8条 当会は、選挙活動、営利活動、布教活動を行わない 反社会的勢力とは一切関係 しない

(規約の改定等)

第9条

1. 本規約を改定する場合には、総会の承認を得る

2. 本規約で定められていない事項については、別途運営スタッフ会議で協議の上、細則を定め、すみやかに会員に告知する

(事務局の所在地)

第 | 0条 当会の事務局を以下の事務局長宅に置く 埼玉県所沢市小手指南 | 番地 25-129 栗田方

附則 本規約は設立総会の承認を得て成立する

制定 2022年〇〇月〇〇日